

EUの地中海政策とマグレブ諸国(上)

高崎, 春華
九州大学大学院経済学府

<https://doi.org/10.15017/3000461>

出版情報 : 経済論究. 135, pp.47-67, 2009-11. 九州大学大学院経済学会
バージョン :
権利関係 :

EUの地中海政策とマグレブ諸国 (上)

The EU Mediterranean Policy toward the Maghreb I

高 崎 春 華

目次

はじめに

I. EU-地中海諸国間経済協力の変遷

1. 地中海政策の起源 (1957～1971年)
2. 包括的地中海政策と特惠のピラミッド (1972～1989年)
3. 新地中海政策 (1990～1995年)

II. 地中海政策の新展開と欧州広域経済圏

1. EU対外政策の戦略転換
2. バルセロナ・プロセスの推進とFTAネットワーク構築 (1995～2010年)
3. 金融・技術支援スキーム

結びにかえて

はじめに

2008年7月の、仏サルコジ大統領による「地中海のための連合」提唱にみられるように、EUは現在、地理的にも隣接し、歴史的にも関係が深い地中海諸国との経済関係を一段と深めてきている。EUにとって地中海諸国 (Mediterranean Partner Countries; 以下MPCsと略) とは、地中海の南・東岸の地域に位置するEU非加盟国を意味し、具体的にはマグレブ諸国 (モロッコ・チュニジア・アルジェリア)、マシュレク諸国 (エジプト・ヨルダン・シリア)、レバノン、イスラエル、パレスチナ自治区、トルコをカバーしている¹⁾。EUと当該エリアとの経済関係は、1960年代からのEU地中海政策の展開を通じて発展してきたが、95年の「バルセロナ・プロセス」を転機に新しい段階に入っている。本稿は、こうした新段階のEU地中海政策の特質を、当該地域を包摂する「生産ネットワーク形成」という観点から明らかにすることを目的とする。

田中 (2007) によれば、欧州統合は、85年から92年までの「域内市場の形成」、99年に完成した「通貨統合」、2004・2007年の「東方拡大」という「三つの飛躍」によって新たな局面を迎えている。その新たな局面とは、「汎欧州生産ネットワーク」を通じたユーロ経済圏の進展である。中東欧地域では、すでに、FDI流入を通じた経済成長が実現し、「汎欧州生産ネットワーク」が形成されつつある²⁾。

こうした、欧州広域経済圏の発展は、EU加盟を予定していない他の近隣諸国の経済構造にも影響を

1) キプロス・マルタはEUに加盟済 (2004年) であり、現在、地中海政策におけるパートナーの範疇から外れている。また、2008年からリビアはオブザーバー参加しているものの未だ正式なパートナーではないため、本論文では分析の対象としていない。しかし、EUにとって、当該エリアのエネルギー供給 (石油・天然ガス) 面で欠くことのできない存在であるため、今後の対リビア外交が注目される。

2) 中東欧を中心とした汎欧州生産ネットワーク形成については、田中 (2007) に詳しい。

及ぼしつつある。対地中海政策について見た場合、1995年から開始された「バルセロナ・プロセス」は、中東欧に倣い当該エリアの「FDI導入による経済成長」を目指した内容となっている。中東欧とは異なり、EU加盟を前提としない当該エリアにおいて、現在実施されている地中海政策を基盤とする「生産ネットワーク」形成へ向けたアプローチとはいかなるものか、その特徴を明らかにする必要がある。またそうした地中海政策を通じて、実際に中東欧で見られたような「汎欧州生産ネットワーク」が地中海エリアでも形成され、中東欧のケースと同様の経済発展プロセスが進展しうるのかどうかについて見極める必要がある。

以上の問題意識のもと、本稿では、地中海地域における「汎欧州生産ネットワーク」形成の実態を解明するための予備的な分析を行う。はじめに、(上)において、地中海政策の基本的な特徴を概括する。そのために、まず I で、欧州委員会などの公式文書の検討を通じて、マグレブ諸国を中心とした EU 地中海政策の歴史的展開について 4 つのフェーズに区分して整理し、各段階の特徴を明らかにしたい。II では、1995 年以降、マグレブ諸国への経済支援を中心とした地中海政策の新展開に焦点をあてる。以上の政策展開の分析を踏まえ、(下)では地中海エリアでの欧州生産ネットワークの具体的展開について主題的に考察することにした。

I. EU-地中海諸国間経済協力の変遷

従来、ヨーロッパの対地中海政策は、経済的にも政治的にも極めて戦略的な要素を内包しており、当該エリアにおける政策概念を理解することは容易ではない。それは、地中海政策が当該諸国との伝統的な通商関係を基盤に、EU の対途上国開発政策や外交政策と結実し、確立されてきたからである。地中海政策の初段階は、EU 対外通商政策の枠組みを主軸として当該諸国とヨーロッパとの経済的な結び付きを「通商協力」として維持し、徐々に政策体系を確立していく過程であった。従って、こうした地中海政策の展開を、EU 対外通商政策の変遷に即し、EEC の特惠的通商協力開始期(1957~1971年)を地中海政策の第 1 フェーズ、EC の特惠ピラミッド期(1972~1989年)を第 2 フェーズ、特惠ピラミッド解体・再編成期(1990~1995年)を第 3 フェーズとして時期区分を行いながら追っていくことにする。

1. 地中海政策の起源 (1957~1971年)

第二次世界大戦終結後の植民地支配体制の崩壊によって、欧州が抱えていた多くの植民地国が独立を果たしたが、地中海沿岸諸国もまた、1960年代までには次々と独立し、政治的主権を獲得した。マグレブでは、1954年にモロッコ・チュニジア、1962年にアルジェリアが、それぞれフランスから独立を果たした。EEC は、加盟国と旧植民地との歴史的な経済関係を引き継ぐ形で、対外通商政策をもとにした「通商協力」を表看板に掲げ、地域限定的な特惠関係を追求していった。地中海政策は、1960年代に開始された特惠的な通商協力をもとに、1972年の「包括的地中海政策」発効以降、本格的に始動することとなる。

地中海政策の起源は、ローマ条約において、EEC と第三国との連合協定締結を定めた連合制度の規

程まで遡る。ローマ条約におけるEECの連合制度は、以下の二種類に大別できる³⁾。第1に、構成国との特別な関係を有する「海外の国および領土」(Overseas Countries and Territories) とEECとの連合を定めた第4部⁴⁾である。第2に、EECと第三国との連合協定締結を前提とした第238条⁵⁾である。EECの加盟6ヵ国(西ドイツ・フランス・オランダ・イタリア・ベルギー・ルクセンブルク)のうち、西ドイツとルクセンブルグを除く4ヵ国は旧植民地宗主国であった。この連合制度について、特にフランスは、それまでの旧植民地における独占的市場を他のEEC加盟国に開放することによって、その植民地維持コストの分担の要求を目的とした⁶⁾。

EECの対地中海関係は、主としてローマ条約第238条、および共通通商政策を規定した第111条・第113条⁷⁾が根拠規定とされた。EECは、欧州圏内であり将来的に加盟が予想されたギリシャ・トルコ・スペイン・ポルトガル・マルタ・キプロス、歴史的に強い結びつきがあるモロッコ・チュニジア・アルジェリア・リビア、そして、地理的な近接性と政治的配慮から地中海東岸のイスラエル・レバノン・エジプト・シリアとの関係緊密化に向け、協定交渉に着手した。

ここで、EECの特恵的通商協力開始期(1957~1971年)における当該エリアとの通商関係を協定別・法的根拠から整理すると、二つのグループに分けることができる(表1)⁸⁾。第1は、第238条に基づいて第一世代連合協定を締結したグループである。協定交渉は1958年から開始され、後にEUの加盟候補国となるギリシャ、トルコ、マルタ、キプロスと第一世代連合協定(地中海協定)を調印している。モロッコ・チュニジアとは1969年に第一世代連合協定を締結した。第2は、特恵貿易協定ならびに通商協力協定を締結したグループである。協定締結国以外では、以前から、モロッコ・チュニジアと同様にEECとの交易があったアルジェリアと1963年より連合協定締結交渉が進められたが、独立後の国内政情不安を理由に締結に至らなかった。さらに、リビアはEECへの唯一の輸出品目が石油であり、すでに無関税であったため連合協定締結の交渉に関心がなかった⁹⁾。

この第一世代連合協定は、財に関連したEECの通商政策に基づくものである。連合協定の締結交渉が早期に開始された第1のグループのギリシャ・トルコ・モロッコ・チュニジアでは、工業製品についてEEC市場へのフリーアクセスが可能となった。この時期に締結された第一世代連合協定の内容を比較すると、ギリシャ・トルコでは工業製品の生産増大を目的とした金融支援としてEIB(欧州投資銀

3) 高島(1991), 14頁参照。

4) 条約起草時、フランスの強力な主張によって成立した第4部規定は、構成国の植民地に適用され、「これらの国および領域の経済的、社会的発展を促進し、共同体全域との間に緊密な経済関係を樹立すること」を目的とした。第4部については、ACP諸国とのロメ協定の起源といわれる。EEC加盟国の旧植民地であるACP諸国(African, Caribbean and Pacific states)とは、第4部をもとに1963年にロメ協定の前身であるヤウンデ協定を締結した。ロメ協定の起源については高島(1991)12-56頁および前田(2000), 82-84頁を参照されたい。また、対外政策のうち、EUの開発援助政策は、対象地域としてACP諸国へ重心を置きながら展開されていくことになる。Holden(2008)参照。

5) 第238条第一項において、「共同体は、第三国、国家連合または国際機構と相互的な権利及び義務、共同の行動並びに特別の手続きを特色とする連合を創設する協定を締結することが出来る」と規定している。高島(1991), 14頁抜粋。

6) Brown(2002), p.41および前田(2000), 17頁参照。

7) EECの通商政策を規定した第111条において、「構成国は、過渡期間の終了までに、外国貿易に関する共通の政策を実施するため必要な条件が満たされるように第三国との通商関係の調整を行う」と定められ、第113条では「過渡期間の終了後、共通の通商政策は、特に関税の改正、関税協定および通商協定の締結、自由化措置の統一、輸出政策並ならびにダンピングおよび補助金の場合にとるべき対策を含む貿易上の防禦措置に関して一律の原則に基づくものとする」と規定されている。高野・小原(1983), 261-262頁より抜粋。

8) Bicchi(2007), p.53およびGrilli(1993), p.182参照。

9) Bicchi(2007), p.55より。

表 1 EEC—地中海諸国間の協定交渉 (1957～1972年)

| 協定締結国 | 法的根拠 | 協定名 | 調印(年) | 正式発効 |
|------------|-------|--------------------|-------|-----------|
| 【第 1 グループ】 | | | | |
| ギリシャ | 第238条 | 連合協定 | 1959 | 1962年11月 |
| トルコ | 第238条 | 連合協定 | 1963 | 1964年12月 |
| チュニジア | 第238条 | 連合協定 | 1969 | 1969年11月 |
| モロッコ | 第238条 | 連合協定 | 1969 | 1969年11月 |
| マルタ | 第238条 | 連合協定 | 1970 | 1971年 4 月 |
| キプロス | 第238条 | 連合協定 | 1972 | 1973年 6 月 |
| 【第 2 グループ】 | | | | |
| イスラエル I | 第111条 | 非特恵的通商協定 | 1964 | 1964年 7 月 |
| イスラエル II | 第113条 | 特恵貿易協定 | 1970 | 1970年10月 |
| スペイン | 第113条 | 特恵貿易協定 | 1970 | 1970年10月 |
| エジプト | 第113条 | 特恵貿易協定 | 1972 | 1973年 6 月 |
| レバノン | 第111条 | 非特恵的通商協定 (技術協力) | 1965 | 1968年 7 月 |

出所：本論文の分析対象ではないため、1970年の旧ユーゴスラビアとの非特恵的通商協力は除く。非特恵的通商協力は、最恵国待遇の相互供与を指す。Bicchi (2007), pp.49-61, Grilli (1993), pp.180-185およびOfficial Journal of the European Union, various issuesをもとに筆者作成。

行)からの借款(ソフトローン)供与が規定される一方で、マグレブとの連合協定では、金融協力は含まれなかった¹⁰⁾。イタリア・フランスとの農産物競合品目(例えば、オレンジ・オリーブ・ワインなど)を抱えていたマグレブに対して農産物輸出に関する規定は除外された。加えて、工業製品についてもフリーアクセスが可能であった上記4カ国以外では、CET(対外共通関税)において減税率が各国別に設定されるなど、特恵供与の範囲は各国協定により異なっていた¹¹⁾。

以上のように、地中海政策の第1フェーズ(1957～1971年)は、EEC加盟国と旧植民地との個別の経済的接近性を利用しながら、主としてフランスの主導によって、地中海沿岸諸国を共同体の経済関係へ組み込み、特恵的通商協力を開始したことに特徴がある。こうして、地中海政策は、EECの南方の境界に接している地中海諸国との財貿易の維持ならびに促進を目的に据えた対外通商政策として始動したのである。とはいえ、当該エリアに対するEECの対外政策としては、統一的な枠組みが出来上がっておらず、核となる共通の理念や政策に関連する行動指針が欠如していた結果、連合協定の単なる寄せ集め(patchwork)に終わった¹²⁾。

ところで、戦後、EUはその統合の深化過程において、域内の貿易障壁を撤廃させる一方、域外諸国との安定的な貿易・経済関係の構築を目的としてGATT/WTO体制を強力に支持してきた。1960年代の独立以降、経済的自立化が困難を極めていた途上国がUNCTAD(国連貿易開発会議)においてGATTの通商制度改革を求めるなかで、ECは他の先進諸国に先駆けて積極的に通商政策を展開し、こ

10) Bicchi (2007), p.56参照。

11) 例えば、工業製品に対する関税譲許は、キプロス・マルタ・スペインについては70%、レバノン・イスラエルは55%である。Bicchi (2007), p.57参照。

12) Bicchi (2007), p.43参照。

の要求に応えた。1971年、ECは1968年にGATTで定式化されたGSP（一般特惠関税制度）を先進諸国の中で最初に導入した。GSPの目的は、一次産品輸出に依存した経済構造から工業化へと発展途上国の生産活動の転換を刺激することによって、一次産品価格の変動による輸出所得の不安定性から脱却させ、経済発展を促す新たな成長の源泉を提供することであった¹³⁾。かくして、GATT体制下において全般的な関税削減と特惠的アクセスの増大に資する途上国の経済的自立と開発の達成が求められたのである。

これに伴い、1971年7月、欧州委員会は『共同体の開発協力に関する委員会の覚書』¹⁴⁾の中で、ローマ条約で規定された発展途上国との各種協定について、開発政策の欠如を指摘し、「ECが一貫性と体系性を備えた対途上国開発協力政策を構築すべき時期が到来した」という認識を示した¹⁵⁾。この覚書は、第三回UNCTAD総会の開催を控え、世界的な開発政策の活性化に向けた共同体の意思表示であると共に、EC拡大に伴う世界経済へのプレゼンス増大を意識し、「開発協力の分野は欧州統合の優先目標の一つに格上げされるべきである」との位置付けのもとに作成された。地中海諸国について、「共同体は今までのところ、各種連合協定を通じて、当該エリアの経済発展に対し、限られた貢献しか行っていない」と指摘し、これまでヨーロッパの政治的・経済的な関心に導かれてきた地中海諸国との緊密な相互関係を継続しながら、当該エリアの経済発展に貢献することを明言した。当該エリアへの貢献は、欧州統合過程の自然な伸展（a natural extension of European Integration）を動因とするものとされた。そして、「EC委員会は、既存のEECのコミットメントを、より均質で効果的なものとするための手段を追求することに利益を見出す。そのためには、一定の社会的側面を取り入れた金融・技術協力によって、既存の協定の中の貿易に関する条項を漸進的に補充する必要がある。それによって、共同体の地中海政策には、広い意味で互恵的で均衡のとれた協力（balanced co-operation）のために必要とされる手段がもたらされることになる」とのガイドラインを示した¹⁶⁾。

2. 包括的地中海政策と特惠のピラミッド（1972～1989年）

1970年代以降、EUにとって、地中海諸国との経済協力関係は、主に「特惠のピラミッド」に代表される対外通商関係を維持することによって、すなわち、世界の各エリアに対し、EFTAを頂点に通商面での優遇措置を与えることによって強化された¹⁷⁾。このようなEUの対途上国通商関係の構築手法は、1970年代において、貿易面の優遇措置によって工業化を推進し、経済成長を達成しようとする途上国のニーズと一致するものであった¹⁸⁾。

地中海政策の第2フェーズは、このEC特惠ピラミッド期（1972～1989年）にあたる。まず、ECは1972年10月に開催されたパリ・サミットにおいて、上述の対途上国開発協力に関する新たな提案を加味し、歴史的に先行していたエリア別の対途上国通商協力のアップグレードを決定した。地中海地域に対し

13) 西田（2002）、234-235頁参照。

14) European Commission (1971), Commision memorandum on a Community policy for development co-operation, SEC (71) 2700.

15) European Commission (1971), SEC (71) 2700, pp.6-9および高島（1991）、149-150頁参照。

16) European Commission (1971), SEC (71) 2700, p.12およびpp.25-26より。

17) 特惠のピラミッドについては、Pelkmans (2006), pp.279-281に詳しい。

18) 1970年代における地中海諸国の工業化プロセスについては、Grilli (1993), pp.191-193を参考にされたい。

ては、マグレブ諸国の経済発展に寄与する責務と、当該エリアの安定を牽引する必要性を鑑みて、「包括的地中海政策 (The Global Mediterranean Policy)」を策定した。「包括的地中海政策」は、同年 5 月の理事会において、フランスのイニシアチブにより考案された。新たな協定締結交渉に照らして、フランスは二つの政策概念の先導を試みた¹⁹⁾。それは、地理的な位置付けをベースとするものと、協定の目的に関するコンセプトの提案である。

第 1 に、当時、ECの拡大に関して最も危惧される傾向にあったスペインと、中近東地域における政治的配慮が必要とされたイスラエルを、地中海政策の枠組みで同列に扱うことである。第 2 に、この地理的な同列性を踏襲しながら、フランスは、すでにポルトガルと締結されていた特惠的貿易協定²⁰⁾と同等の協定をスペイン・イスラエルに対して適用することを目的とした。スペインは軍事独裁政権を理由に西欧諸国から孤立しており、イスラエルとの交渉はアラブ諸国との政治的問題に発展することから敬遠されていたため、当該エリアに対する政策構想は複雑化していた。これらのコンセプトは、地中海エリアにおいて南欧諸国と中近東の分断を避けて同列に扱うことによって、貿易を骨格とする政策の同質性とその効果を期待するものであると理解できる。こうして、1972年以後、地中海諸国は地中海地域として位置づけられ、公式に共同体の地域的概念の新たなレパートリーの一つとして定着した²¹⁾。そして、地中海政策は初めて当該エリアに対する政策枠組みとして体系化された。

1972年から1990年までの間実施された「包括的地中海政策」は、当該諸国との一連の「協力協定」締結とEIB (欧州投資銀行) 貸与による金融・技術支援からなる。ただし、「協力協定」は、自由貿易協定ではなく、ECからの一方的な特惠貿易スキームであり、工業製品および一部農産品CAP対象農産品 (柑橘類、オリーブなどは除く) がECにフリーアクセス出来るというものであった。1976~77年にマグレブ、マシュレク諸国、レバノン、イスラエルと第238条に規定される協力協定を締結した。トルコとギリシャは例外であり、60年代の連合協定を継続した。また、スペインとはこの政策枠組みの中で、過渡的措置として議定書を締結している²²⁾。マグレブ諸国 (モロッコ・チュニジア・アルジェリア) との協力協定は、1976年 4 月に調印され、78年 9 月に発効した。マグレブ三国全てに工業製品のフリーアクセスが認められた。しかしながら、国際的な繊維・衣料協定の影響²³⁾から、モロッコ・チュニジアの主要な輸出品目であった繊維製品と履物についてはクォータが課された。また、CAPの最大の特徴である域内優先という農業保護システムにより、利害関係の調整は困難を極め、CAP対象農産物 (柑橘類とオリーブ) は厳しく制限された²⁴⁾。金融・技術支援では、EIB貸与と五ヵ年融資議定書 (Financial Protocol) によって、工業化促進のための生産設備およびインフラ整備に関し国別に資金援助が行われ、農業の近代化や技術移転・労働者の技術教育が盛り込まれた²⁵⁾。マグレブとの協力協定の序文にお

19) Bicchi (2007), pp.95-97参照。

20) 当時、ECはEFTA加盟国であったポルトガルと工業製品に関する特惠貿易協定を締結していた。また、包括的地中海政策に先立って行われた、「ヨーロッパ・アラブ対話 (Euro-Arab Dialogue)」が中東諸国との交渉の窓口となった。

21) Bicchi (2007), pp.97-98参照。

22) 1970年から特惠貿易協定を締結。フランコによる軍事独裁政権下のスペインと過渡的措置として議定書が締結されたが、フランコの死後は新たにEC加盟へ向けた協議へと転化していった。同上, p.105参照。

23) 1974年には多角的繊維取り決め (Multi-Fiber Arrangement) が成立。実際には、モロッコやチュニジアからの輸入が制限されたのは年間 2 週間を超えなかったが、当該諸国の繊維産業の発展に多大な影響を与えた。宮治 (1996), 131-132頁参照。

24) Dawson (2009), p.24参照。

いて、EECは、「より公正で平等な経済秩序に向けた国際社会の志向と矛盾が無いような、先進国と途上国間に関係する新たなモデルを構築すること」という確固たる意志を謳った。そして、「この協定の核は、協力の部分にあると言える。その協力の実行は、マグレブ諸国に対するEECの援助により推進される。…ロメ協定と比較すると、マグレブ諸国との協力協定は、無期限に締結されたことに優位性がある²⁶⁾。この協定は、長期的な性質を持つ開発プロジェクトの履行上、好ましい結果を有するべきである」と指摘し、「マグレブ諸国の工業化の過程において、共同体の地中海政策は、協力のために多様な機会を提供し、欧州による協調のための礎石を築いた」として、協力協定の意義を示した²⁷⁾。

協力協定締結後、地中海諸国は「包括的地中海政策」の推進によって、ECとの通商面における特惠関係の構築、および、金融・技術支援を通じた「開発協力」による経済発展を目指した。以上のように、地中海政策の第2フェーズ（1972～1989年）では、第1フェーズから展開されてきた、EC—地中海諸国間における工業製品の自由貿易促進に加えて、開発援助という観点から新たな「協力」関係の構築を目指す試みが明らかになった。

3. 新地中海政策（1990～1995年）

地中海政策の第2フェーズ（1972～1989年）では、地中海諸国における工業化の促進を支援する施策が講じられ、ECとの貿易促進による経済発展が期待された（図1）。しかし、70年代後半には、二度の石油危機を端緒とする世界的な景気後退が、地中海諸国の交易条件の悪化と輸出所得の激減をもたらした。80年代に入ると、地中海諸国では国内経済改革の失敗と累積債務が深刻な問題となり、モロッコは1984年、チュニジアは1986年に世銀・IMFによる構造調整プログラムを受け入れた²⁸⁾。アルジェリアでは、1971年に石油・天然ガスが国有化され、石油・天然ガス関連の巨大な国営工業部門が次々に誕生した。70年代、80年代を通じて天然資源の輸出に依存した工業化戦略を遂行したが、1986～88年の石油価格の大暴落により、経済危機に直面した²⁹⁾。ECにおいては、1973年のイギリスの加盟によって特惠対象国が増加し、80年代にはギリシャ（第2次拡大）、スペイン・ポルトガル（第3次拡大）がEC加盟を果たしたことにより、対途上国開発協力の手段の多様化が見られ、開発政策の普遍化が追求された。また、東西冷戦の影響から西ドイツを中心とした欧州の東欧志向が高まったことによって、マグレブを中心とした地中海諸国に対するECの政治的な牽引力が希薄化した³⁰⁾。こうした対外的な要因と、当該諸国の経済的パフォーマンスの低下に包括的地中海政策の限界が指摘される。

さらに、80年代におけるGATTウルグアイラウンド交渉の前進による自由化措置は、それまでECの対外通商政策に援用されてきたピラミッド構造の転換を促した³¹⁾。地中海政策の第3フェーズ（1990～1995年）は、この「特惠のピラミッド」の解体・再編成期にあたる。同時に、これまでの対

25) Bicchì (2007), p.106およびGrilli (1993), p.195参照。

26) ロメ協定は五年ごとに更新されている。第一次ロメ協定(1975年)、第二次ロメ協定(1984年)、第三次ロメ協定(1984年)。ロメ協定の歴史と開発政策の変遷については、前田(2000)を参考にされたい。

27) European Parliament (1977), pp.17-19参照。

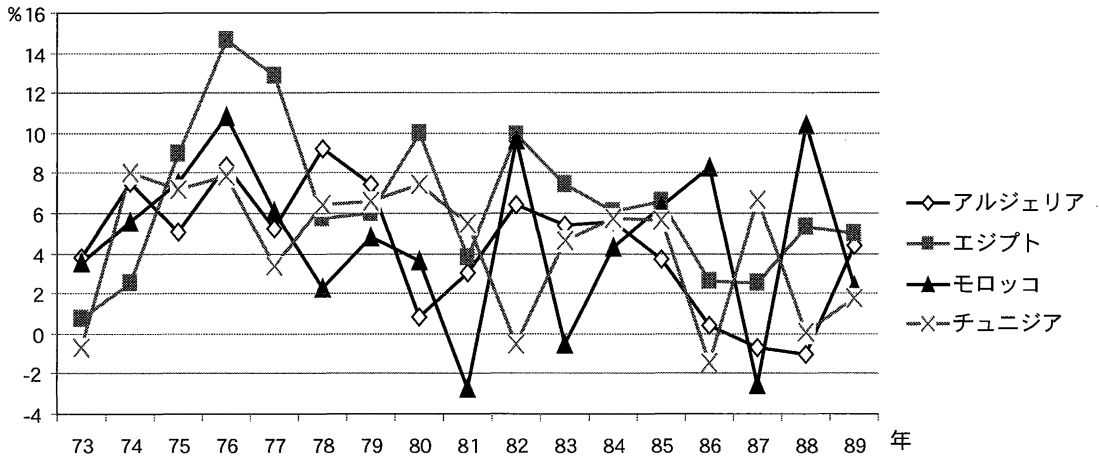
28) Dean (2008), p.850およびp.1128参照。

29) 私市(2002), 166-168頁参照。

30) Bicchì (2007), pp.110-123参照。

31) 田中・長部・久保・岩田(2006), 82-86頁参照。

図1 実質GDP成長率の推移 (1973~1989年)



出所：World Bank, World Development Indicatorsより筆者作成。

外通商政策からの転換を決定付けたのは、東西冷戦の終結であった。1989年の資本主義と社会主義という二つのイデオロギー対立の消滅によって、ECは周辺地域との経済関係の再検討、および、安全保障の構築に向けて新たな対外政策のグランドデザインが必要になった。地中海地域に対しては、1990年に「新地中海政策 (Renovated Mediterranean Policy)」が構想された³²⁾。新地中海政策では、「包括的地中海政策」の改善が図られ、農産物の関税引き下げや漁業協定の締結、金融支援の増額などが盛り込まれた³³⁾。同時期に、中東欧諸国に対しては、PHARE計画 (ポーランド・ハンガリー援助計画) が策定され、市場経済化のための支援が開始された³⁴⁾。

II. 地中海政策の新展開と欧州広域経済圏

Iでみたように、地中海政策の第3フェーズ (1990~1995年) を経て、当該エリアとの経済協力体制は、よりEU市場との融合を目指すものへと転態していった。この政策転換期に、EUは、「特惠のピラミッド」をベースとする途上国との通商関係を再検討し、FTAネットワークの形成を中核とする対外通商政策の確立へ向け独自の地域協力構想を積極的に展開した。1990年代からの地中海政策は、EU対外通商政策の戦略転換を契機に新段階を迎えることとなる。

1. EU対外政策の戦略転換

EU対外政策転換の特徴として、第1に、対象となる戦略地域の選択が挙げられる。1992年マーストリヒト条約の調印を終えたEUは、「現在、欧州全域と南方および東方の近隣諸国における平和・民主

32) Bicchi (2007), p.155およびDawson (2009), p.25参照。

33) 宮治 (1996) 132-133頁およびDawson (2009), pp.25-27参照。

34) 田中 (2007), 9頁参照。

主義・経済成長に焦点を当てている。…共同体は、中東欧諸国と同様に、その歴史的・地理的な結び付きのため、地中海地域において特別な責任を有している」³⁵⁾と位置づけ、「中東欧諸国における加盟前戦略は、地中海地域に対する共同体のコミットメントを決して妨げるものではない」³⁶⁾と指摘した。特に、「マグレブは、EUの最も南の境界上に位置している。この地域の安定は、EUとマグレブ双方にとって重要な関心事である」³⁷⁾との立場を明らかにした。また、マグレブ諸国の経済発展が不十分であるとの認識を示したうえで、「EUの周辺諸国として、良好な近隣関係をこの地域で確立していくことに関心がある。その最終目標は、当該地域の経済発展の促進と人権・基本的自由・法の支配および民主化の展開と強化を最大限に尊重し、南北間の深いギャップを取り除くことにある」³⁸⁾との目的を示唆した。EUは、対外政策の戦略エリアを限定し、新たな地域協力構想を積極的に展開しようとしたのである。

第2に、この地域協力構想を実践するため、スペインのイニシアチブによって、地中海政策に対し新たなコンセプトがもたらされたことである³⁹⁾。それは、これまでの地中海政策における「協力」関係の刷新を目指す「パートナーシップ」アプローチの強化である。具体的には、マグレブとの自由貿易地域の創設を目的とした「EU-マグレブパートナーシップ (Euro-Maghreb Partnership)」構想が挙げられる⁴⁰⁾。欧州委員会は、「長期的な戦略について、すでに中東欧諸国に存在しているが、地中海地域においては創造されていない」と指摘し、「EUは、現実的かつ野心的な目標を設定しながら、マグレブ諸国との関係において、新たなコンセプトを実行していかなければならない」。そして、パートナーシップの強化とは、これまで地中海政策において支配的であった開発協力というコンセプトから離れて、政治・社会・経済分野すべてにおいて新たな協力の枠組みを生み出すことから出発するとの認識を示した⁴¹⁾。

第3に、パートナーシップの強化と同様に重要なのは、地中海政策における経済発展戦略として、新たにFDIの導入が指向されたことである。欧州委員会は、「マグレブ諸国経済が再び成長軌道に乗るためには、当該エリアに対する投資の急増が不可欠である。同時に、そうした投資急増のために、投資家が一定の収益を期待できるような、当該エリア経済全体の良好なパフォーマンスが求められる。マグレブ諸国は、外国資本を惹きつけ、国内の投資家が確信を持つことができるような環境を生みださなければならない。そうした環境は、法の整備、経済統合、民間貯蓄のアヴェイラビリティ、各種支援体制などの客観的要因のほか、当該地域の安定性や信認などの主観的要因からなる。…加えて、地域政策の展開と中東欧における市場の開放がゆえに、ヨーロッパの投資家の期待は特に強い。それだけに、マグレブ諸国の再生へ向けた政策は、一層信頼に足るものでなければならない」と指摘した⁴²⁾。

35) European Commission (1992), p.4より。

36) European Commission (1994), p.2より。

37) European Parliament (1992), p.38より。

38) European Parliament (1992), p.37抜粋およびEuropean Commission (1994), pp.2-3参照。

39) Bicchi (2007), pp.158-163参照。

40) 1992年5月には、自由貿易協定締結に向けた交渉に先駆けて、モロッコと漁業協定が合意された。Bicchi (2007), p.163参照。

41) European Commission (1992), pp.11-12参照。

42) European Commission (1992), pp.7-8より。

そして、地中海政策の第3フェーズ以降、EUとモロッコ・チュニジア・アルジェリア・エジプトの間でEU-マグレブ自由貿易圏の創出に向けた予備的対話が行われた。欧州委員会は、この予備的対話の背後にある目的の一つとして、これらの諸国を新生の汎ヨーロッパ自由貿易ネットワークとより密接に統合させることであると示した。そして、この目的を達成するため、「第1に、国内の規制措置と経済政策の枠組みを合理化すること。第2に、これらの諸国を長期的に競争的にすること。第3に、特にヨーロッパからの民間直接投資を実質的に引き付けること。第4に、相互理解および認識を深めること。第5に、最も重要なことは、当該エリアの持続的な経済・社会開発を加速させることが必要である」と主張した⁴³⁾。こうして、新たな地中海政策への布石が打たれたのである。

2. バルセロナ・プロセス推進とFTAネットワーク構築 (1995～2010年)

1995年11月、スペインのイニシアチブにより、バルセロナにおいて第1回EU・地中海外相会議が開催された⁴⁴⁾。外相会議にはEU加盟15カ国と地中海諸国12カ国（マグレブ諸国・マシュレク諸国・レバノン・イスラエル・パレスチナ・トルコ・マルタ・キプロス）に加えて、地中海沿岸の非加盟国であるアラブ連盟（The League of Arab）加盟国やアラブ・マグレブ連盟（Arab Maghreb Union）のモーリタニアも招待され⁴⁵⁾、地中海地域の安定に向けた新戦略が追求された。

ここでは、EU-地中海諸国間の新たな協力関係構築を目指した「EU-地中海パートナーシップ構想」が打ち出され、当該地域において「人権と民主化に配慮した平和で安定的な地域の確立」、「自由貿易地域の形成と持続的な発展を通じた繁栄の共有」、「相互理解の促進と活発な市民社会の形成」を目指し、「バルセロナ宣言」が調印された。「バルセロナ宣言」最大の特徴は、2010年の完成を目標とするEU・地中海自由貿易圏（Euro-Mediterranean Free Trade Area; EMFTA）の創設を謳った点である。

この新たなパートナーシップの構築を通じた、一連の経済的・政治的な地域間連携の取り組みは、「バルセロナ・プロセス」と呼ばれる。「バルセロナ・プロセス」は、「政治・安全保障対話」、「経済・金融パートナーシップ」、「社会・文化・人権に関するパートナーシップ」という三つの主要な軸からなる。この三つの軸を中核としたEU対外政策の多角的なアプローチは、EUとパートナー諸国間のバイラテラルな関係のネットワークによって裏打ちされ、当該地域との地理的な近接性を潜在的に維持しながら、新たに制度的枠組みを構築することを主眼としている。三つの主要な軸は同時に展開されているが、経済・金融パートナーシップによる協力が先行している。具体的には、EMFTA創設に向けて、「新世代連合協定」（Association Agreement）と呼ばれる包括的なFTAをMPCsと個別に締結し、経済分野における協力関係の強化を追求するものである。EMFTAの創設に向けた貿易自由化のスケジュールは、各連合協定によって規定される（表2）。モロッコとの連合協定の冒頭において、この協定締結の目的の一つとして、「とりわけ、EU-モロッコ王国間の対話と協力を通じて、相互の貿易

43) European Commission (1994), pp.9-11参照。

44) Bicchi (2007) は、このバルセロナ・プロセスの発進が南欧諸国における外交面でのスペインの地位を高めたと指摘している。

45) Summaries of EU legislationのHP (http://europa.eu/legislation_summaries/index_en.htm), External Relation, Mediterranean partner countriesより。

および社会・経済的に調和の取れた関係の拡大を促進することで、モロッコ王国とその国民の発展と繁栄を涵養する」と指摘されている⁴⁶⁾。

欧州委員会によれば、1995年からのパートナーシップの核心は、「貿易・投資・協力」であり、最も必要なのはこれらの地域協力を地中海諸国が国内経済政策の一部へ生かしていくことであると指摘されている⁴⁷⁾。これにより、地中海諸国では、開発戦略としてIMF・世銀の構造調整プログラムに加え、バルセロナ・プロセスに基づく各プロジェクトによって、海外企業の誘致や、輸出促進に向けて制度的透明性の向上を目標に国内の社会経済体制の改革を行うことになった。当該諸国の経済改革の遂行過程では、EUとの貿易関係の維持がますます重要になっている（図2）。「バルセロナ・プロセス」は、1992年のEU-マグレブパートナーシップ構想を土台に、これまで拡充されてきた伝統的な通商面での連携関係を強化し、さらに政治対話や社会的側面を含む総合的な地域間の協力体制を整備したことに特徴がある。

「経済・金融パートナーシップ」に基づいた経済・金融分野の協力は、地中海諸国とのFTA締結から始まる。FTAにおいて、EUへの工業品の輸出は即時自由化、EUから地中海諸国への輸出は5年間の関税据え置き後徐々に自由化し、連合協定発効12年後に工業製品に関する全面自由化を達成すること

図2 マグレブ諸国の対EU貿易
モロッコの対EU貿易

| 年 | 実質GDP成長率(%) | EUからの輸入(百万ユーロ) | EUのシェア(%) | EUへの輸出(百万ユーロ) | EUのシェア(%) |
|------|-------------|----------------|-----------|---------------|-----------|
| 2002 | 3.2 | 6,937 | 55.8 | 5,946 | 71.8 |
| 2003 | 5.5 | 7,264 | 58.2 | 5,755 | 74.3 |
| 2004 | 4.2 | 7,776 | 54.6 | 5,739 | 72.1 |
| 2005 | 1.7 | 8,238 | 50.1 | 5,875 | 68.7 |
| 2006 | 7.3 | 11,253 | 56.3 | 6,535 | 62.8 |

チュニジアの対EU貿易

| 年 | 実質GDP成長率(%) | EUからの輸入(百万ユーロ) | EUのシェア(%) | EUへの輸出(百万ユーロ) | EUのシェア(%) |
|------|-------------|----------------|-----------|---------------|-----------|
| 2002 | 1.7 | 7,166 | 71.5 | 5,729 | 79.7 |
| 2003 | 5.6 | 6,977 | 72.3 | 5,750 | 81.0 |
| 2004 | 6.0 | 7,147 | 70.2 | 6,483 | 83.3 |
| 2005 | 4.0 | 7,312 | 69.3 | 6,746 | 80.0 |
| 2006 | 5.3 | 9,453 | 72.2 | 6,898 | 73.5 |

アルジェリアの対EU貿易

| 年 | 実質GDP成長率(%) | EUからの輸入(百万ユーロ) | EUのシェア(%) | EUへの輸出(百万ユーロ) | EUのシェア(%) |
|------|-------------|----------------|-----------|---------------|-----------|
| 2002 | 4.7 | 7,172 | 57.4 | 12,540 | 64.0 |
| 2003 | 6.9 | 8,773 | 64.7 | 13,193 | 59.0 |
| 2004 | 5.2 | 10,346 | 61.9 | 13,955 | 54.5 |
| 2005 | 5.3 | 11,475 | 60.9 | 18,958 | 54.1 |
| 2006 | 2.7 | 10,766 | 54.1 | 21,886 | 50.3 |

出所：European Commission, Bilateral trade relations (trade statistics) より筆者作成。

46) Council of the European Union (2000), Article 1より。

47) European Commission (2008), p.3参照。

表 2 地中海諸国の連合協定

| 【第一世代連合協定】 | | |
|------------|-----------|-----------------|
| 協定締結国 | 正式発効 | EU加盟 |
| トルコ | 1964年12月 | 候補国(1999年12月認定) |
| マルタ | 1971年 4 月 | 2004年 5 月 |
| キプロス | 1973年 6 月 | 2004年 5 月 |

| 【新世代連合協定】 | | |
|-----------|---------------|-----------|
| 協定締結国 | 調印 | 正式発効 |
| チュニジア | 1995年 7 月 | 1998年 3 月 |
| モロッコ | 1996年 2 月 | 2000年 3 月 |
| パレスチナ自治政府 | 1997年 2 月 | 1997年 7 月 |
| イスラエル | 1995年11月 | 2000年 6 月 |
| ヨルダン | 1997年11月 | 2002年 5 月 |
| エジプト | 2001年 6 月 | 2004年 6 月 |
| アルジェリア | 2002年 4 月 | 2005年 9 月 |
| レバノン | 2002年 6 月 | 2006年 1 月 |
| シリア | 未調印 | — |
| リビア | 協定交渉開始(2008年) | — |

出所：欧州委員会，対外関係総局HPより筆者作成。

を目的とする。EMFTA締結に向けて，EU-MPCs間では4つの優先分野を設定している。それは，第1に，地中海諸国の原産地規則・知的財産権・競争政策などの基準明確化である。第2に，市場経済体制の発展である。第3に，社会経済構造の近代化である。第4に，技術移転の促進に配慮しながら，段階的な関税・非関税障壁の撤廃を行う，というものである⁴⁸⁾。経済協力の分野においては，①投資促進(FDI)，②FTA締結のための地域協力，③中小企業への支援，④環境保全，⑤開発過程への女性参加の促進，⑥漁業資源の管理，⑦エネルギー政策，⑧水資源管理，⑨農業近代化，⑩インフラ整備，⑪海事法の尊重，⑫農業部門の近代化，⑬科学技術支援，に取り組むことが挙げられたが，特に，投資の促進が重要視されたのは上述のとおりである。

バルセロナ・プロセス開始以降の地中海諸国の対内FDIストックの推移をみると，2000年以降，着実に増大していることが分かる(図3)。その理由として，マグレブ諸国の経済改革による国有企業の民営化が挙げられる⁴⁹⁾。投資国別では，伝統的に経済的結び付きが深いフランス・スペインからの投資が大半を占める。また，中東欧諸国ほどの急速な成長を観察することはできないが，当該諸国の経済パフォーマンスの着実な改善がマクロ経済指標からもうかがえる(表3～5)。

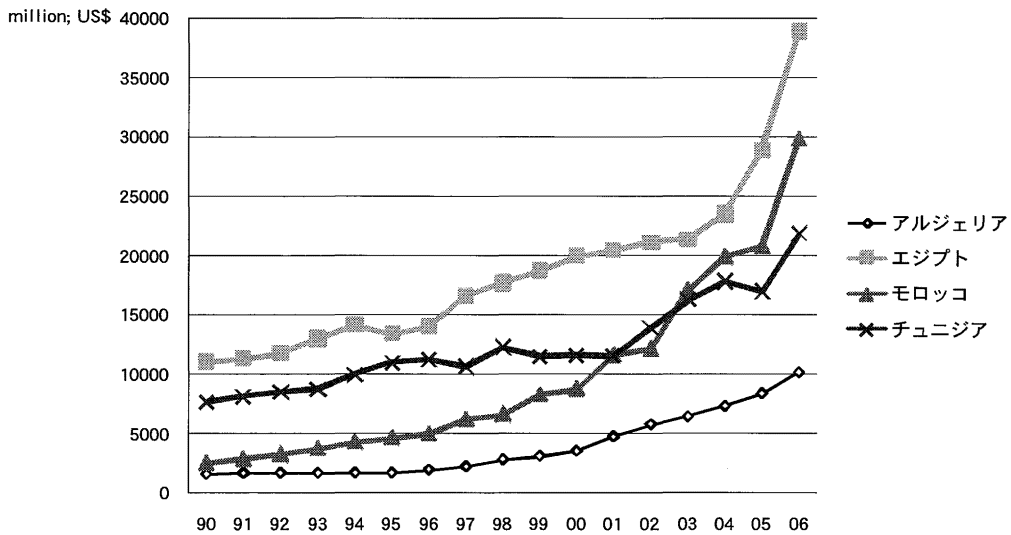
3. 金融・技術支援スキーム

バルセロナ・プロセスにより，経済自由化の促進，持続可能な社会経済発展の調整，生活水準の向

48) EU対外関係総局のHP (http://ec.europa.eu/external_relations/euromed/index_en.htm) Barcelona Declaration and Euro-Mediterranean partnership参照。

49) マグレブ諸国におけるFDIの分析は(下)で行う。

図3 地中海諸国における対内FDIストックの推移



出所：UNCTAD, FDI Statisticsより筆者作成。

表3 MPCsのマクロ経済指標（95～99年平均値）

| | GDP成長率 | FDI(GDP比) | 経常収支(GDP比) | 財政赤字(GDP比) |
|-------|--------|-----------|------------|------------|
| モロッコ | 2.3 | 0.1 | -0.9 | - |
| チュニジア | 4.9 | 1.9 | -3.1 | -2.2 |
| エジプト | 5.1 | 1.1 | -1.3 | - |

出所：World bank, World Development IndicatorsおよびIMF, International Financial StatisticsおよびEurostat各種統計より筆者作成。

表4 MPCsのマクロ経済指標（2000～2007年平均値）

| | GDP成長率 | 外貨準備(GDP比) | 経常収支(GDP比) | FDI(GDP比) | 財政赤字(GDP比) |
|-------|--------|------------|------------|-----------|------------|
| モロッコ | 4.6 | + | 2.3 | 2.0 | -1.2 |
| チュニジア | 4.9 | + | -2.8 | 3.9 | -2.6 |
| エジプト | 4.6 | + | 1.9 | 2.8 | -6.1 |

出所：World bank, World Development IndicatorsおよびIMF, International Financial StatisticsおよびEurostat各種統計より筆者作成。*外貨準備(+)は増額を示す。

上・雇用拡大・地域格差の縮小、地域協力および地域統合の四つを目的とした経済・金融協力が推進されることとなった⁵⁰⁾。具体的には、「MEDA⁵¹⁾プログラム」と呼ばれる金融・技術支援の枠組みを整

50) Summaries of EU legislationのHP (http://europa.eu/legislation_summaries/index_en.htm), External Relation, Mediterranean partner countriesより。

51) MEDAの正式名称は, Mesures D'accompagnement financières et techniques à la réforme des structures économiques et sociaux dans le cadre du partenariat euro-méditerranéenである。MEDAは, 欧州委員会の歳出予算line B7-410に計上される。

表5 マグレブ諸国とエジプトにおける一人あたりGDP (PPS) (EU 27=100)

| 年 | アルジェリア | リビア | チュニジア | モロッコ | エジプト |
|------|--------|------|-------|------|------|
| 1999 | 18.6 | - | 18.9 | 10.8 | 14.7 |
| 2000 | 18.0 | - | 18.9 | 10.4 | 14.7 |
| 2001 | 17.8 | - | 19.2 | 10.8 | 15.0 |
| 2002 | 18.1 | - | 19.0 | 10.8 | 14.5 |
| 2003 | 19.0 | - | 19.9 | 11.4 | 14.7 |
| 2004 | 21.1 | - | 22.3 | 12.7 | 16.1 |
| 2005 | 21.9 | 39.3 | 23.1 | 12.8 | 16.5 |
| 2006 | 22.6 | 41.4 | 24.4 | 13.9 | 17.6 |
| 2007 | 26.2 | 48.6 | 25.4 | 13.8 | 18.1 |

出所：World bank, World Development Indicators およびEurostat HPより筆者作成。

※1999-2003 (EU15=100), 2004-2005 (EU25=100), 2006-2007 (EU27=100) として計算。また、リビアについては、1999～2004年のデータが不足しているため、2005年度以降のデータに限る。

備し、各国別の戦略プログラムに基づいた支援プロジェクトの履行によって、当該諸国の経済成長を目的とする国内経済改革への支援を行っている。この戦略的なプログラムは、バルセロナ・プロセスにおいて最も重要な金融援助スキームであり、とりわけ、FDI流入を念頭においた、投資受入国側の環境整備を主たる目的としている。加えて、当該諸国の国内経済改革への支援を通じて、経済協力分野に基づく個別プロジェクトの履行による、地中海諸国の「グッドガバナンス」の達成を意図するものである。1995～2000年には、MEDA I⁵²⁾が実施された。また、MEDAプログラムに加えて、従来通りEIBによる貸与も行われる。これら支援プログラム全体の統括を行うのは、EUの対外関係総局 (DG External Relations; DG Relex) である。MED委員会 (MED Committee) は、EU加盟国の代表者によって構成され、国別戦略の承認および金融支援計画の監督責任を負う。2001年からは、新たに援助実施機関としてEuropeAid cooperation office (欧州援助協力局) が設置され、対外的な援助プログラムの実施全般の管理を負うこととなった。これまで、欧州委員会とは別の独立機関であったEIBによる援助は、2002年以降、FEMIP (Facility for Euro-Mediterranean Investment and Partnership; 欧州地中海投資パートナーシップ) 設立により改編された。これはEIBの開発援助基金であり、インフラ整備への投資や民間部門、特にSMEの発展を通じて、地中海諸国の持続可能な経済成長の促進をサポートすることを目的とする。FEMIPの活動内容は、リスクキャピタルの引き受けや、技術援助に関するプロジェクトの支援である。

MEDAの支援はプログラムの作成を条件としており、大別すると、バイラテラル・プロジェクトとリージョナル・プロジェクトで構成されている。国別の援助予算枠は設定されず、全体の予算の中から各国でのプロジェクトの必要性に応じて資金を配分する。援助受入国間およびプロジェクト間での援助獲得競争を促すことにより、効率的な援助プロジェクトの優先的な実施を意図⁵³⁾している(図4および図5)。

52) 法的には、1996年にMEDA Regulation (Council Regulation no. EC/1488/96) として整備され、2000年にMEDA IIが開始された際、(Council Regulation no.2698/2000) へ改訂されている。

53) 土屋 (2005), 42頁参照。

MEDA I（1995～2000年）では、予算として34億3500万ユーロが計上された。数年ごとに策定される短期の国別プログラム（National Indicative Programmes；NIPs）によって支援分野が策定された後、プロジェクトごとにMED委員会による評価が行われる。欧州委員会の資料によれば、早期に連合協定を締結した国ほどMEDAプログラムによる援助実施が進んだが、2000年時点でどの国も実施額は計画の50%以下⁵⁴⁾であった。この低い実施率の原因は、受け入れ国の体制準備の遅れと、EU側の手続きの複雑さであったと分析されている⁵⁵⁾。また、地域向けプロジェクトでは、開始する際に法律および財政枠組みの構築過程が複雑になり、3年から5年かかった。MEDA Iの課題から、対外総局は2000年のプログラム更新にあたって、援助計画の策定方法を見直し、優先事項を定め、MEDAプログラムの円滑な運営と実施を目標にした。そして、連合協定発効へ向けた手続きの迅速化やサブ・リージョナルな南南貿易・協力の促進を目的としたMEDA IIを発足させた。

MEDA II（2000～2006年）では予算として53億5000万ユーロが計上された。主な改定として、援助計画策定の見直し、援助受け入れ国との対話強化、実施手続きの簡素化などが盛り込まれた。バイラテラル援助のルートとして、欧州委員会は、MEDA IIにおける中期支援方針を示した国別戦略報告書（Country Strategy Paper）を策定する。国別戦略報告書では、支援方針および援助分野の枠組みが決定される。この報告書に基づいて、対外関係総局が、3年ごとにNIPs（National Indicative Programmes）を作成し、MED委員会で承認される。加えて、リージョナルな援助のルートとして、RIPs（Regional Indicative Programmes）がある。これらの援助プロジェクトはEuropeAidにより計画され、実施される。以上のように、MEDA IIでは、国別戦略報告書の策定によりプロジェクト間の位置

図4 MEDAプログラムI・II援助額の推移

| MEDA I (1995-1999) 援助額 単位：百万ユーロ | | | | MEDA II (2000-2006) 援助額 単位：百万ユーロ | | | |
|------------------------------------|-------|-----|--------|-------------------------------------|-------|-------|--------|
| | 計画 | 実施 | 実施率(%) | | 計画 | 実施 | 実施率(%) |
| モロッコ | 660 | 128 | 19 | モロッコ | 980 | 917 | 94 |
| チュニジア | 428 | 168 | 39 | チュニジア | 518 | 489 | 95 |
| アルジェリア | 164 | 30 | 18 | アルジェリア | 339 | 142 | 42 |
| エジプト | 686 | 157 | 23 | エジプト | 593 | 695 | 117 |
| シリア | 101 | 0 | 0 | シリア | 180 | 91 | 51 |
| パレスチナ | 111 | 59 | 53 | パレスチナ | 522 | 486 | 93 |
| ヨルダン | 254 | 108 | 43 | ヨルダン | 331 | 346 | 104 |
| レバノン | 182 | 1 | 1 | レバノン | 133 | 182 | 137 |
| 合計(二国間協定) | 2,586 | 651 | 25 | 合計(二国間協定) | 3,595 | 3,349 | 93 |
| 地域プロジェクト | 471 | 223 | 47 | 地域プロジェクト | 1,052 | 712 | 68 |
| 計 | 3,057 | 874 | 24 | 計 | 4,647 | 4,060 | 87 |

出所：European Commission (2001), Annual report of Meda programme 2000, COM(2001). およびEuropean Neighbourhood and Partnership Instrument, Strategy Paper (2007-2013), various issuesより筆者作成。

54) EU対外関係総局のHP (http://ec.europa.eu/external_relations/euromed/index_en.htm), Mediterranean Neighbourhood Countries, Commitments and Payments参照。

55) Commission of the European Communities (2000), pp.17-18参照。

図5 MEDAコミットメントの例 (アルジェリア)

| アルジェリア：MEDA 計画額(1996-1999) | | |
|----------------------------|--------|-------|
| 単位：百万ユーロ | | |
| 部門/プロジェクト | 総額 | 割当(%) |
| I. 経済移行への支援 | 129.00 | 79 |
| 産業汚染の浄化のための利子補給制度 (EIB) | 10.75 | |
| 中小企業への支援 | 57.00 | |
| 産業構造の再構築への支援 | 38.00 | |
| 金融部門の近代化への支援 | 23.25 | |
| II. 構造調整ファシリティ | 30.00 | 18 |
| 構造調整ファシリティ | 30.00 | |
| III. 社会・経済バランス支援 | 5.00 | 3 |
| NGO団体への支援 | 5.00 | |
| 計 | 164 | 100 |

出所：European Commission (2001), Annual report of Meda programme 2000, COM (2001) より筆者作成。

づけが明確になると共に、各国政府の対話が強化され、EU側の管理運営を地中海各国にある欧州委員会代表部⁵⁶⁾が主に担うことによって、援助プロジェクトの迅速な実施を目指したことが特徴である⁵⁷⁾。なお、トルコへの協力は、2002年に分離された。

2001年以降は、援助実施機関としてEuropeAidが設立され、欧州委員会は、2002年10月～2007年12月までに73億ユーロを拠出し、2007年～2013年に87億ユーロを拠出予定である。さらに、プロジェクト支援のため、MED Partnership facility IIのもとで20億ユーロが増額されている。

また、2007～2013年には援助ドナーとして、MEDAプログラムに代わり、新たにENPI (European Neighbourhood and Partnership Instrument) を通じた運営がなされる予定であり、120億ユーロを拠出している。ENPIは、MEDA, TACIS (Technical Assistance to the Commonwealth of Independent States), EIDHR (European Initiative for Democracy and Human Rights) の援助実施体制を一本化したものである。地域的な協力として、2007年から2013年までのEU対外援助予算総額全体の16%を占める。ENPIは、個々の参加国がEUとの対話で意欲的に取り組むべき分野を明確にし、各種プロジェクトに対応することを考慮している。そして、今後はこの地域的なプログラムをさらに推進し、持続的な対話の基盤となるよう発展させていくことを目的とする。

地中海政策をベースにしたEUとの経済協力は、当該エリアの経済関係に多大な影響を与えている。現在、マグレブ諸国を中心として地域レベルでの協力の枠組みが形成されている (図6)。

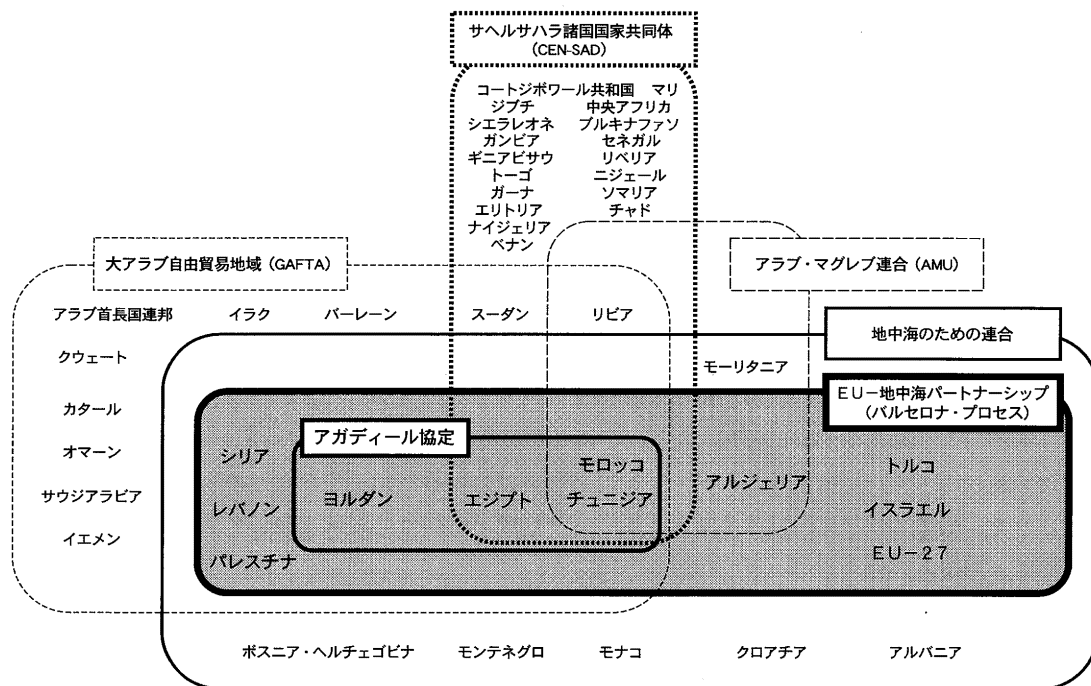
金融・技術支援の枠組みにおける現在進行中のプロジェクトの中では、各国の投資促進庁 (Investment Promotion Agency) を統括し、当該エリアのビジネス・投資全般に関する調査にあたるANIMA (A Euro-Mediterranean Network of Investment Promotion Agencies)⁵⁸⁾、MPCsの統計

56) 詳細は、地中海諸国EU DelegationのHPを参考にされたい。

57) 土屋 (2005), 42頁, およびMEDA関連資料参照。

58) 2002-2007年の予算は395万ユーロである。European Commission (2008), *Regional Co-operation*, Europe Aidより。

図6 マグレブを中心とした地中海地域の経済協力



出所：Hufbauer and Brunel (2008), p.9より筆者作成。

を整備するMEDSTAT II (statistics)⁵⁹⁾などが始動している。特に、地中海諸国間の協力体制構築(南南協力)を目的とする、「アガディール協定」締結に向けたプロジェクトが重要である。このプロジェクトは、2004～2006年で400万ユーロの予算が組まれ、モロッコ・チュニジア・エジプト・ヨルダン間のFTA締結を推進し、「汎欧州地中海原産地累積制度」の実施を通じた同協定国間の貿易活性化と、欧州の企業による各国への直接投資促進を目的とするものであった。アガディール協定により、締結国間における無関税での部品調達が可能になり、EU向けの自動車の低コスト組立・生産が可能になった⁶⁰⁾。また、FTA締結に向けた調整手続きを迅速に行うために、Agadir Technical Unit (ATU) をヨルダンのアンマンに発足させた⁶¹⁾。ATUでは、原産地規則の統一、通関手続きの改革に加えて、地域の産業復興プログラムとして繊維・自動車産業の振興に重点を置いている。2008年4月には、ベルギーのブリュッセルでアガディール締結国への投資の推進を目的とするアガディールフォーラムが開催されるなど、この地域に対するFDIの期待は大きく、欧州企業からの投資誘致に照準を定めている。

このアガディール協定は、マグレブ・マシュレク・EUの経済的な連携を強化する協定として機能し

59) 2006-2009年の予算は3000万ユーロである。European Commission (2008), *Regional Co-operation*, Europe Aidより。

60) FOURIN (2009), 「世界自動車統計月報1月号」参照。詳細は(下)で検討する。

61) ATUのHP (<http://www.agadiragreement-events.org>)より。

始めている。協定締結後、モロッコ政府は、自動車・関連部品の輸出拠点として自動車産業の育成を強化する方針を発表している。外資サプライヤーを積極的に誘致し、ルノー日産が現地生産拡大計画（2014年、40万台に増産）を打ち出している。マグレブ諸国は、多くの自動車部品メーカーの生産拠点となっているが、近年は特にモロッコが目されつつある⁶²⁾。

結びにかえて

本稿において、EUの対外通商政策の展開に即して時期区分を試み、対地中海政策の展開を整理した。それによって、バルセロナ・プロセス以降に展開された地中海政策の特徴が明らかになった。しかし、FDI流入の増大を目的とする経済成長戦略を通じた地中海地域への「汎欧州生産ネットワーク」の伸長については、投資受入国側の政策の変化を各国別に精査する必要がある。(下)では、マグレブ諸国における国別および産業部門別に分類したFDI分析を通じて、当該地域におけるEUとの経済関係を実態に即して論じる。また、モロッコのタンジェ経済特区における自動車生産などの事例を具体的に考察することで、当該エリアにおける生産ネットワーク形成の可能性と現状について、中東欧との比較を念頭に置きながら、検討していきたい。

主要参考文献

日本語文献

- 安藤研一 (2006), 「地域経済統合化の直接投資と関連産業貿易—日系自動車企業の対英投資とイギリス自動車部品産業を題材として—」『静岡大学経済研究』第10巻4号。
- 伊能武次編 (1994), 『中東における国家と権力構造』研究双書445, アジア経済研究所。
- 石田 修 (2004), 「経済のグローバル化と貿易の垂直構造」『経済学研究』九州大学, 第70巻第4-5号合併号。
- 岡田昭男 (1998), 『フラン圏の形成と発展 (増補版) フランス・フランを基軸とする通貨圏とECU』信山社。
- 木下悦二 (2006), 「世界生産ネットワークをめぐる諸理論について (上) (下)」『世界経済評論』, 7月号, 8月号。
- 木下悦二編 (1985), 『現代の世界経済 新版』有斐閣選書。
- 久保広正 (2003), 『欧州統合論』勁草書房。
- 私市正一 (2004), 『北アフリカ・イスラーム主義運動の歴史』白水社。
- ジェットロ・プリュッセルセンター (2008), 「EU地中海諸国関係の活性化」『ユーロトレンド』, 11月。
- 鈴木清巳 (2002), 「EUの対発展途上国通商政策の転換」『世界経済評論』, 10月号。
- 高島忠義 (1991), 『ロメ協定と開発の国際法』成文堂。
- 高野雄一・小原喜雄編 (1983), 『国際経済条約集』有斐閣。
- 田中素香 (2007), 『拡大するユーロ経済圏』日本経済新聞社。
- 田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治 (2006), 『現代ヨーロッパ経済』新版, 有斐閣アルマ。
- 土屋一樹 (2005), 「EU・地中海パートナーシップと経済成長—シリア, ヨルダン, レバノンの取り組みと経済成長へのインパクト—」『現代の中東』第38号, アジア経済研究所。
- 西田勝喜 (2002), 『GATT/WTO 体制研究序説—アメリカ資本主義の論理と対外展開—』文眞堂。
- 速水佑次郎 (2004), 『新版 開発経済学』創文社。
- 細谷浩志 (2006), 「EU東方拡大と欧州自動車生産ネットワーク形成」『日本EU学会年報』, 第26号。
- 前田啓一 (2000), 『EUの開発援助政策』御茶の水書房。

62) FOURIN (2008), 「世界自動車統計月報 8月号」44~45頁参照。

- 宮崎義一（1982），『現代資本主義と多国籍企業』岩波書店。
- 峯 陽一（1999），『現代アフリカと開発経済学—市場経済の荒波の中で—』日本評論社。
- 宮地一雄（1996），「EUの地中海政策と中東政策」『上智アジア学』第14号，上智大学アジア文化研究所。
- 本山美彦・田口信夫編著（1986），『南北問題の今日』同文館。
- 森井裕一編（2005），『国際関係の中の拡大EU』信山社。
- 山田俊一編（2005），『エジプトの開発戦略とFTA政策』研究双書542，アジア経済研究所。
- 山田俊一編（2004），『開発戦略と地域経済統合』調査研究報告書，アジア経済研究所。
- 吉田 敦（2007），「モロッコにおける最近の海外直接投資動向と経済政策の課題」『国際金融』1179号，外国為替研究会。

外国語文献

- Ageron, C. R. (1999), *Histoire de l'Algérie contemporaine (1830-1999)*, Press Universitaires de France. (私市正年・中島節子訳 (2002), 『アルジェリア近現代史』白水社。)
- ANIMA (2007), "Foreign Direct Investment in the MEDA region in 2006", Notes & Studies No.11, AFII-ANIMA 2006.
- ANIMA (2008), "Foreign Direct Investment into MEDA in 2007 The Switch", Study No.1, ANIMA-Invest Med 2009.
- Baklanoff, N. (1976), *Mediterranean Europe and the Common Market*, The University of Alabama Press.
- Balassa, B. (1961), *The Theory of Economic Integration*, Alan & Unwin. (中島正信 訳 (1963) 『欧州統合の理論』ダイヤモンド社。)
- Bicchi, F. (2007), *European Foreign Policy Making Toward The Mediterranean*, Palgrave Macmillan.
- Brown, W. (2001), *The European Union and Africa: The Restructuring of North-South Relations*, I.B. Tauris publishers.
- Council of the European Union (1996), Council Regulation (EC) No.1488/96 on financial and technical measures to accompany (MEDA) the reform of economic and social structures in the framework of the Euro-Mediterranean partnership, *OJ L 189*.
- Council of the European Union (2000), Euro-Mediterranean Agreement Establishing an Association between the European Communities and their Member-States, of the One Part, and the Kingdom of Morocco, of the Other Part, *OJ L 70*.
- Dawson, C. (2009), *EU Integraion with North Africa—Trade Negotiations and Democracy deficits in Morocco—*, Tauris Academic Studies.
- Dean, L. eds. (2008), *The Middle East and North Africa 2009 55th edition*, Routledge.
- European Commission (1971), Commission memorandum on a Community policy for development co-operation, *SEC(71)2700*.
- European Commission (1982), On a Mediterranean Policy for the Enlarged Community, *COM(82)353 final*, 24th June.
- European Commission (1984), Report to the Council on the Exploratory talks with the Mediterranean Countries and the Applicant Countries and Proposals concerning the Implementation of a Mediterranean Policy for the Enlarged Community, *COM(84)107 final*, 11th May.
- European Commission (1992), The Future of Relations between the Community and the Maghreb, *SEC(92)401 final*.
- European Commission (1994), Strengthening the Mediterranean Policy on the European Union: Establishing a Euro-Mediterranean Partnership, *COM(1994)427 final*, 19th October.
- European Commission (2001), Annual report of Meda programme 2000, *COM(2001)*.
- European Commission (2008), Barcelona Process: Union for the Meidterranean, *COM319 final*.
- European Neighbourhood and Partnership Instrument, *Strategy Paper (2007-2013)*, various issues.

- European Parliament (1977), Report drawn up on behalf of the Committee on Development and Cooperation on trade relations between the European Community and the countries of the African continent, Working Documents, *PE45.547 final*.
- European Parliament (1992), Activities 'European Council, Lisbon 26 and 27 June', *PE158.180*.
- Eurostat (2007), *Euro-Mediterranean statistics*, eurostat statistical books.
- Gerschenkron, A. (1962), *Economic backwardness in historical perspective : a book of essays*, Cambridge, Mass, Belknap Press of Harvard University. (絵所秀紀・雨宮照彦・峯陽一・鈴木義一訳 (2005) 『後発工業国の経済史—キャッチアップ工業化論—』ミネルヴァ書房, 所収。)
- Gerschenkron, A. (1968), *Continuity in history and others essays*, Cambridge, Mass, Belknap Press of Harvard University. (絵所秀紀・雨宮照彦・峯陽一・鈴木義一訳 (2005) 『後発工業国の経済史—キャッチアップ工業化論—』ミネルヴァ書房, 所収。)
- Gomez, R. (2003), *Negotiating the Euro-Mediterranean Partnership -Strategic Action in EU Foreign Policy?-,* Ashgate Publishing Limited.
- Grilli, R. E. (1993), *The European Community and the Developing Countries*, Cambridge University Press.
- Holden, P. (2008), "Development through integration? EU aid reform and the evolution of Mediterranean aid policy", *Journal of International Development*, Vol.20, pp.230-244.
- Hufbauer, C. G. and Brunel, C. eds. (2008), *Maghreb Regional and Global Integration: A Dream to Be Fulfilled*, Peterson Institute for International Economics.
- Pelkmans, J. (2006), *European Integration Methods and Economic Analysis*, Prentice Hall.
- Udovitch, A. L. eds. (1981), *THE ISLAMIC MIDDLE EAST, 700-1900: Studies in Economic and Social History*, THE DARWIN PRESS, INC.
- World Bank (2006), *Fostering Higher Growth and Employment in the Kingdom of Morocco*, A World Bank Country Study.

定期刊行物

- ANIMA, *Invest in med Press release*, various issues.
- Annuaire statistique du Maroc, plusieurs années.
- Eurostat, *Statistics in focus*, various issues.
- FOURIN 『世界自動車統計月報』FOURIN, 各号。
- FOURIN 『世界自動車統計年刊』FOURIN, 各号。
- IMF, *IMF Country Report*, various years.
- UNCTAD, *World Investment Report*, various years.

URL

- アフリカ開発銀行 : <http://www.afdb.org/en/home/>
- 欧州委員会 : http://ec.europa.eu/index_en.htm
- 欧州委員会対外関係総局 : http://ec.europa.eu/external_relations/euromed/index_en.htm
- 欧州委員会統計局 (Eurostat) : <http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>
- 欧州投資銀行 (EIB) : <http://www.eib.org/projects/regions/med/>
- 国連開発プログラム (UNDP) : <http://www.undp.org/>
- 世界銀行 : World Development Indicators
- マダガスカル諸国 : 各国中央銀行HP
- ANIMA : <http://www.animaweb.org/en/index.php>
- アラブ通貨基金 (Arab Monetary Fund) : <http://www.amf.org.ae/pages/page.aspx>
- ATU : <http://www.agadiragreement-events.org/>

EU法令のポータルサイト：<http://eur-lex.europa.eu/en/index.htm>

EuropeAid（欧州援助協力局）：http://ec.europa.eu/europeaid/index_en.htm

Euro MED transport project：<http://www.euromedtransport.org>

JETRO, ユーロトレンド（various issues）：www.jetro.be/jp/business/eurotrend

Summaries of EU legislationのHP：http://europa.eu/legislation_summaries/index_en.htm

Tanger TFZ（モロッコのタンジエ輸出特区）：<http://www.tangerfreezone.com>

United Nations Economic Commission for Europe (UNECE), Gas Centre Database :
<http://www.gascentre.unece.org/database/database.html>

UNCTAD FDI Statistics：<http://stats.unctad.org>